平成２３年（フ）第３８９号
秋田県南秋田郡五城目町高崎字行内沢98番地
１　広ケ野住宅７号
債務者　畠山　優子
1　決定年月日時　平成24年１月23日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　狩野　節子
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年４月19日午後１時30分
5　免責意見申述期間　平成24年４月10日まで
秋田地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第６６３号
大阪市東成区中道３丁目３番13号　ハンシンドエル森の宮201号
債務者　大塚　利子
1　決定年月日時　平成24年１月20日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　安富　真人
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年４月10日午後３時
5　免責意見申述期間　平成24年４月10日まで
横浜地方裁判所相模原支部

平成２４年（フ）第２号
神奈川県横須賀市馬堀海岸４丁目１番５―104号
債務者　関口　　勝
1　決定年月日時　平成24年１月20日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　松岡　義久
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年４月12日午前10時15分
5　免責意見申述期間　平成24年４月11日まで
横浜地方裁判所横須賀支部

平成２４年（フ）第１５号
金沢市伏見台３丁目８番19号、住民票上の住所金沢市窪６丁目284番地
債務者　杉本　俊美
1　決定年月日時　平成24年１月20日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　髙木　利定
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年４月19日午前11時
5　免責意見申述期間　平成24年４月12日まで
金沢地方裁判所

平成２３年（フ）第２６４号
熊本県菊池郡大津町引水428番地３　デュアラス・フレア302号
債務者　鎌田　康生
1　決定年月日時　平成24年１月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　北島　武典
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年４月17日午前11時30分
5　免責意見申述期間　平成24年４月16日まで
熊本地方裁判所民事第１部

平成２３年（フ）第４８３号
岩手県紫波郡紫波町日詰字下丸森111―１　レオネクストぱーきんぐ202号、住民票上の住所盛岡市西見前15地割68番地42
債務者　阿部　　勝
1　決定年月日時　平成24年１月23日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　太田　秀栄
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年４月19日午前10時30分
5　免責意見申述期間　平成24年４月17日まで
盛岡地方裁判所第２民事部

平成２３年（フ）第６０６号
奈良県生駒郡安堵町大字東安堵175番地
債務者　西川　正伸
1　決定年月日時　平成24年１月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　多田　　実
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年４月17日午前10時10分
5　免責意見申述期間　平成24年４月17日まで
奈良地方裁判所

平成２３年（フ）第６１９号
奈良県桜井市大字大福852番地
債務者　吉﨑　正儀
1　決定年月日時　平成24年１月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　鈴木　　聡
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年４月17日午前10時50分
5　免責意見申述期間　平成24年４月17日まで
奈良地方裁判所

平成２３年（フ）第９４号
山口県岩国市小瀬596番地１
債務者　沖　　敬治
1　決定年月日時　平成24年１月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　白木健太朗
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年４月17日午前11時
5　免責意見申述期間　平成24年４月17日まで
山口地方裁判所岩国支部

平成２３年（フ）第３５０８号
札幌市東区北51条東７丁目２番11号
債務者　小倉　　孜
1　決定年月日時　平成24年１月20日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　岸　　巧
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年４月25日午前10時30分
5　免責意見申述期間　平成24年４月18日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第２号
奈良県生駒市東生駒１丁目162番地　パークスイーツ503
債務者　吉島建設こと　吉島　真一
1　決定年月日時　平成24年１月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　藤澤　頼人
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年４月18日午前10時30分
5　免責意見申述期間　平成24年４月18日まで
奈良地方裁判所

平成２４年（フ）第４号
富山市布瀬町南２丁目10番地14　ウィズ光陽201号
債務者　安吉　法明
1　決定年月日時　平成24年１月23日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　山田　　博
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年４月23日午後１時30分
5　免責意見申述期間　平成24年４月20日まで
富山地方裁判所民事部

平成２３年（フ）第８０７号
熊本市榎町11番15号
債務者　上野　修一
1　決定年月日時　平成24年１月23日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　清田　祐介
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年４月25日午前10時
5　免責意見申述期間　平成24年４月24日まで
熊本地方裁判所民事第１部

平成２３年（フ）第８０８号
熊本市榎町11番15号
債務者　上野　好美
1　決定年月日時　平成24年１月23日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　清田　祐介
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年４月25日午前10時
5　免責意見申述期間　平成24年４月24日まで
熊本地方裁判所民事第１部

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２３年（フ）第２８１１号
福岡県糸島市有田886番地２
債務者　菊池惠美子
1　決定年月日時　平成24年１月20日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月21日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２３年（フ）第２８２０号
福岡市中央区薬院３丁目12番22―502号
債務者　林　頴二郎
1　決定年月日時　平成24年１月20日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月21日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２３年（フ）第２８２１号
福岡市中央区薬院３丁目12番22―502号
債務者　林　　勅子
1　決定年月日時　平成24年１月20日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月21日まで
福岡地方裁判所第４民事部